

別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 2 2 5 号
令和 6 年 3 月 1 3 日

株式会社デンソー
代表取締役 林 新之助 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が株式会社デンソーソリューション（以下「デンソーソリューション」という。）と共同して供給する「車両用クレベリン」と称する役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社及びデンソーソリューションが共同して一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和 4 年 8 月 1 8 日、同月 2 6 日及び令和 5 年 1 0 月 1 8 日から令和 6 年 1 月 3 1 日までの間、自社ウェブサイトに掲載していたリーフレットにおいて、「DENSO 車両用クレベリン 車内空間の除菌・消臭サービス 大幸薬品×DENSO 大幸薬品とデンソーの共同開発によるクレベリン（二酸化塩素ガス）を活用した車内除菌・消臭サービスです。」並びに「定期的な施工でクリーンな車内空間をキープ」、「施工目安 約 3 ケ月」、「点検整備・車検のタイミングで」、「季節の変わり目に」、「レジャーのあとに」及び「受験シーズンの送迎に」等と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約 3 か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合

理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社デンソー（以下「デンソー」という。）は、愛知県刈谷市昭和町一丁目1番地に本店を置き、自動車等の各種輸送機器用の電気・電子部品等の製造・販売等を営む事業者である。

(2) デンソーソリューションは、デンソーの完全子会社であり、愛知県刈谷市昭和町一丁目1番地に本店を置き、自動車用等の各種電装品等の販売等を営む事業者である。

(3)ア デンソーは、本件役務に用いる「クレベリン発生機（車両用）」と称する専用機器（以下「発生機」という。）及び「クレベリンカートリッジ（車両用）」と称する専用カートリッジ（以下「カートリッジ」という。）の販売に関する業務をデンソーソリューションに委託するとともに、デンソーソリューションに自社の従業員を出向させて、委託した業務に対応させており、本件役務に用いる発生機及びカートリッジをデンソーソリューションと共同して供給している。

イ デンソー及びデンソーソリューションは、本件役務に用いる発生機及びカートリッジについて、デンソーソリューションが本件役務を一般消費者に直接提供する場合を除き、その全量を取引先事業者を通じてディーラー等の本件役務の施工業者に供給するとともに、デンソーが大幸薬品株式会社と共同開発して仕様を定めた本件役務の施工方法を記載した取扱説明書を発生機に添付し、また、施工業者の求めに応じて取扱説明書の内容を補足した施工マニュアルを配布して、その定めた仕様のとおり本件役務を施工業者に施工させること等により、本件役務を一般消費者に提供している。

(4) デンソーは、本件役務に係る自社ウェブサイトの表示内容について、デンソーソリューションに管理等を委託し、必要に応じて自らが確認することにより、表示内容を自ら決定している。

(5)ア デンソーは、デンソーソリューションと共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和4年8月18日、同月26日及び令和5年10月18日から令和6年1月31日までの間、自社ウェブサイトに掲載していたリーフレットにおいて、「DENSO 車両用クレベリン 車内空間の除菌・消臭サービス 大幸薬

品×DENSO 大幸薬品とデンソーの共同開発によるクレベリン（二酸化塩素ガス）を活用した車内除菌・消臭サービスです。」並びに「定期的な施工でクリーンな車内空間をキープ」、「施工目安 約3ヶ月」、「点検整備・車検のタイミングで」、「季節の変わり目に」、「レジャーのあとに」及び「受験シーズンの送迎に」等と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約3か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、デンソーに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、デンソーは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、デンソーが自己の供給する本件役務の取引に関し行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提

起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示期間	表示媒体	表示内容
令和4年8月18日、同月26日及び令和5年10月18日から令和6年1月31日までの間	自社ウェブサイトに掲載していたリーフレット	・「DENSO 車両用クレベリン 車内空間の除菌・消臭サービス 大幸薬品×DENSO 大幸薬品とデンソールの共同開発によるクレベリン（二酸化塩素ガス）を活用した車内除菌・消臭サービスです。」 ・「こんな方におすすめ!!!」、「除菌 ウイルス除去」、「ご家族をお乗せになる方」、「日常的にクルマを利用される方」、「小さなお子様がいらっしゃる方」、「洗えない車室内、シートのリフレッシュをしたい方」、「消臭」、「車内のニオイが気になる方 タバコを吸われる方」及び「ペットをお乗せになる方」 ・「車両用クレベリン」、「車内空間の除菌・消臭サービス」及び「洗えない車室内、シートを除菌！ タバコやペットのニオイも消臭!!!」 ・「大幸薬品×DENSO 共同開発によるクルマの 除菌※1 ウイルス除去※2 消臭」 ・「大幸薬品のチカラ クレベリン（二酸化塩素ガス）がウイルス・菌・悪臭成分を分子レベルで除去!」との記載と共に、ウイルス・菌・悪臭成分を除去するイメージ画像並びに「デンソールのチカラ 車内空調技術を活かした専用発生機により車室内全体にクレベリンが届く!」、「クレベリン発生から1分後」及び「クレベリン発生から5分後」との記載と共に、車内全体にクレベリンが届くイメージ画像 ・「専用機器を使ってプロの整備士が施工」及び「専用発生機にカートリッジをセット、車室内全体にクレベリンを届けます。」との記載と共に、クレベリン発生機を車室内に設置して本件役務を施工し、車室内全体にクレベリン成分（二酸化塩素ガス）を届けるイメージ画像 ・「定期的な施工でクリーンな車内空間をキープ」、「施工目安 約3ヶ月」、「点検整備・車検のタイミングで」、「季節の変わり目に」、「レジャヤーのあとに」及び「受験シーズンの送迎に」 (別添写し1)
令和5年10月18日から令和6年1月31日までの間	自社ウェブサイトに	・「除菌・消臭サービス」、「車両用クレベリン」及び「大幸薬品×DENSO」 ・「特徴」、「車両用クレベリンがお客様の大事なクルマを除菌・消臭します。」、「大幸薬品×DENSO」及び「共同開発によるクルマの除菌 ウイルス除去 消臭」 ・「大幸薬品のチカラ クレベリン（二酸化塩素ガス）が菌・ウイルス・悪臭成分を分子レベルで除去!」との記載と共に、ウイルス・菌・悪臭成分を除去するイメージ画像並びに「デンソールのチカラ 車内空調技術を活かした専用発生機により車内全体にクレベリンが届く!」、「クレベリン発生から1分後」及び「クレベリン発生から5分後」との記載と共に、車内全体にクレベリンが届くイメージ画像 ・「こんな方におすすめです!」、「赤ちゃん、小さな子どもがいるから心配」、「赤ちゃんや子どもをウイルスからガードしたい方」、「受験までの体調管理、他にもできる事はあるかしら...」、「受験生の体調管理をサポートしたい方」、「車両用クレベリンなら!」及び「除菌 ウイルス除去 お出かけ前の除菌習慣に!」

表示期間	表示媒体	表示内容
		・「キャンプのあと、車内の煙臭がスゴイのよね...」、「強いニオイを消臭したい方」、「まったく気づいてなかったけど、車内が犬の臭いって...」、「ペットのニオイを消臭したい方」、「車両用クレベリンなら！」及び「消臭 気にならないレベルに低減」 ・「専用機器を使ってプロの整備士が施工いたします。」及び「クレベリン発生機にカートリッジをセット、車内全体にクレベリンを届けます。」 ・「お出かけ前のリセット習慣」、「季節の変わり目（約3ヶ月に1回）に施工をおすすめ」、「点検整備・車検のタイミングで」、「季節の変わり目に」、「レジャーのあとに」及び「受験シーズンの送迎に」 ・「クレベリンの仕組み」、「クレベリンに含まれる二酸化塩素分子のチカラで車内のウイルス・菌・ニオイを除去。」及び「洗いにくいシートなどの装備を除菌・消臭」との記載と共に、クレベリン発生機を車室内に設置して施工し、車室内全体にクレベリン成分（二酸化塩素ガス）を届けるイメージ画像 ・「二酸化塩素ガスの効果※」として、「ウイルス除去の試験結果」、「除菌の試験結果」、「たばこ臭の消臭試験結果」及び「15分後のシート付着臭」と題するグラフ ・「仕様」、「販売店・量販店専用品（一般発売はしておりません）」並びに「クレベリン発生機」との記載と共に、クレベリン発生機の画像及び「クレベリンカートリッジ」との記載と共にクレベリンカートリッジの画像（別添写し2）
令和4年8月12日、同月18日及び同月26日	自社ウェブサイト	・「除菌・消臭サービス」、「車両用クレベリン」及び「大幸薬品×DENSO」 ・「特徴」、「車両用クレベリンがお客様の大事なクルマを除菌・消臭します。」、「大幸薬品×DENSO」及び「共同開発によるクルマの除菌 ウイルス除去 消臭」 ・「大幸薬品のチカラ クレベリン（二酸化塩素ガス）が菌・ウイルス・悪臭成分を分子レベルで除去！」との記載と共に、ウイルス・菌・悪臭成分を除去するイメージ画像並びに「デンスーのチカラ 車内空調技術を活かした専用発生機により車内全体にクレベリンが届く!」、「クレベリン発生から1分後」及び「クレベリン発生から5分後」との記載と共に、車内全体にクレベリンが届くイメージ画像 ・「こんな方におすすめです!」、「コロナなど赤ちゃん、小さな子どもがいるから心配」、「赤ちゃんや子どもをウイルスからガードしたい方」、「受験までの体調管理、他にもできる事はあるかしら...」、「受験生の体調管理をサポートしたい方」、「車両用クレベリンなら！」及び「除菌 ウイルス除去 お出かけ前の除菌習慣に!」 ・「キャンプのあと、車内の煙臭がスゴイのよね...」、「強いニオイを消臭したい方」、「まったく気づいてなかったけど、車内が犬の臭いって...」、「ペットのニオイを消臭したい方」、「車両用クレベリンなら！」及び「消臭 気にならないレベルに低減」 ・「専用機器を使ってプロの整備士が施工いたします。」及び「クレベリン発生機にカートリッジをセット、車内

表示期間	表示媒体	表示内容
		全体にクレベリンを届けます。」 ・「お出かけ前のリセット習慣」、「季節の変わり目（約3ヶ月に1回）に施工をおすすめ」、「点検整備・車検のタイミミングで」、「季節の変わり目に」、「レジャヤーのあとに」及び「受験シーズンの送迎に」 ・「クレベリンの仕組み」、「クレベリンに含まれる二酸化塩素分子のチカラで車内のウイルス・菌・ニオイを除去。」及び「洗いにくいシートなどの装備を除菌・消臭」との記載と共に、クレベリン発生機を車室内に設置して施工し、車室内全体にクレベリン成分（二酸化塩素ガス）を届けるイメージ画像 ・「二酸化塩素ガスの効果※」として、「ウイルス除去の試験結果」、「除菌の試験結果」、「たばこ臭の消臭試験結果」及び「15分後のシート付着臭」と題するグラフ ・「仕様」、「販売店・量販店専用品（一般発売はしておりません）」並びに「クレベリン発生機」との記載と共に、クレベリン発生機の画像及び「クレベリンカートリッジ」との記載と共にクレベリンカートリッジの画像（別添写し3）

別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 2 2 6 号

令和 6 年 3 月 1 3 日

株式会社デンソーソリューション

代表取締役 新竹 敦 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が株式会社デンソー（以下「デンソー」という。）と共同して供給する「車両用クレベリン」と称する役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社及びデンソーが共同して一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和 4 年 8 月 1 2 日、同月 1 8 日及び同月 2 6 日に、自社ウェブサイトに掲載していたリーフレットにおいて、「DENSO」及び「除菌・消臭サービスメニュー 大幸薬品×DENSO 車両用クレベリン」並びに「車両用クレベリンの効果」並びに「洗えない車室内、シートを除菌 除菌・ウイルスの作用抑制」、「施工目安約 3 ヶ月」及び「友達・家族とのわいわいドライブの後に」との記載と共に、車室内の菌・ウイルスを除去するイメージ画像等を表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約 3 か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しな

ければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社デンソーソリューション（以下「デンソーソリューション」という。）は、デンソーの完全子会社であり、愛知県刈谷市昭和町一丁目1番地に本店を置き、自動車用等の各種電装品等の販売等を営む事業者である。
- (2) デンソーは、愛知県刈谷市昭和町一丁目1番地に本店を置き、自動車等の各種輸送機器用の電気・電子部品等の製造・販売等を営む事業者である。
- (3)ア デンソーソリューションは、本件役務に用いる「クレベリン発生機（車両用）」と称する専用機器（以下「発生機」という。）及び「クレベリンカートリッジ（車両用）」と称する専用カートリッジ（以下「カートリッジ」という。）の販売に関する業務をデンソーから委託されるとともに、デンソーから従業員の出向を受け入れて委託された業務に対応させており、本件役務に用いる発生機及びカートリッジをデンソーと共同して供給している。

イ デンソーソリューション及びデンソーは、本件役務に用いる発生機及びカートリッジについて、デンソーソリューションが本件役務を一般消費者に直接提供する場合を除き、その全量を取引先事業者を通じてディーラー等の本件役務の施工業者に供給するとともに、デンソーが大幸薬品株式会社と共同開発して仕様を定めた本件役務の施工方法を記載した取扱説明書を発生機に添付し、また、施工業者の求めに応じて取扱説明書の内容を補足した施工マニュアルを配布して、その定めた仕様のとおり本件役務を施工業者に施工させること等により、本件役務を一般消費者に提供している。

ウ デンソーソリューションは、自ら運営する「サービスステーション」と称する店舗において、本件役務を一般消費者に提供している。

- (4) デンソーソリューションは、本件役務に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (5)ア デンソーソリューションは、デンソーと共同して本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和4年8月12日、同月18日及び同月26日に、自社ウェブサイトに掲載していたリーフレットにおいて、「DENSO」及び「除菌・消臭サービスメニュー 大幸薬品×DENSO 車両用クレベリン」並びに「車両用クレベリンの効果」並びに「洗えない車室内、シートを除菌 除菌・ウイルスの作用抑制」、

「施工目安約3ヶ月」及び「友達・家族とのわいわいドライブの後に」との記載と共に、車室内の菌・ウイルスを除去するイメージ画像等を表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約3か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、デンソーソリューションに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、デンソーソリューションは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、デンソーソリューションが自己の供給する本件役務の取引に関し行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、こ

の処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示期間	表示媒体	表示内容
令和4年8月12日、同月18日及び同月26日	自社ウェブサイトに掲載していたリーフレット	・「DENSO」及び「除菌・消臭サービスメニユー 大幸薬品×DENSO 車両用クレベリン」 ・「車両用クレベリンとは?」、「大幸薬品とデンソーが共同開発したクレベリン（二酸化塩素ガス）を活用した車内除菌・消臭サービス」、「車両用クレベリン施工前イメージ」、「車両用クレベリン施工後イメージ」及び「車両用クレベリン施工後イメージ」との記載と共に、本件役務の施工前、施工中及び施工後の車室内のイメージ画像 ・「こんにちはお客様にオススメです!」、「①車内をリフレッシュ・快適にされたい方」、「②ウイルスが気になるお子様連れのご家族」、「③車室内のニオイが気になる方・喫煙される方」及び「④ペットを車にお乗せになる方」との記載と共に、子どもを連れて乗車する人物のイメージ画像及びペットを連れて喫煙しながら乗車する人物のイメージ画像 ・「専用機器を使用したプロサービス!」並びに「車室内全体にクレベリンの成分（二酸化塩素ガス）を届ける専用機器」及び「クレベリン発生機（車両用）」との記載と共に、クレベリン発生機の画像並びに「二酸化塩素ガスを発生させる専用カートリッジ」及び「クレベリンカートリッジ（車両用）」との記載と共に、クレベリンカートリッジの画像並びに「短時間で99%除菌・ウイルスの作用を99%抑制、ニオイを気にならないレベルまで消臭」 ・「車両用クレベリンの効果」並びに「洗えない車室内、シートを除菌 除菌・ウイルスの作用抑制」、「施工目安約3ヶ月」及び「友達・家族とのわいわいドライブの後に」との記載と共に、車室内の菌・ウイルスを除去するイメージ画像、「二酸化塩素ガスによるウイルスの作用抑制効果」との記載と共に、「15分後のウイルス感染価」と題するグラフ及び「二酸化塩素ガスによる除菌効果」との記載と共に、「15分後の生菌数」と題するグラフ並びに「染みついたタバコ臭・ペット臭を消臭」、「クレベリンたばこ臭消臭効果」及び「お客さまを乗せる前に」との記載と共に、「15分後のシート付着臭」と題するグラフ及び車室内にタバコ臭・ペット臭が染みついているイメージ画像 ・「効果の秘けつは共同開発!」並びに「大幸薬品のチカラ クレベリン（二酸化塩素）がウイルス・菌・悪臭成分を分子レベルで抑制」及び「二酸化塩素の働きで空気中の菌を除菌、ウイルスの作用を抑制します。」との記載と共に、クレベリン（二酸化塩素）がウイルス・菌・悪臭成分を抑制するイメージ画像並びに「デンソーのチカラ 車内空調技術を活かした専用発生機を使うから車室内全体にクレベリンが届く!」、「クレベリン発生から1分後」及び「クレベリン発生から5分後」との記載と共に、車室内全体にクレベリンが届くイメージ画像（別添写し1）

表示期間	表示媒体	表示内容
令和4年8月 12日、同月 18日及び同 月26日	自社ウェブサイト	・「車両用クレベリン」、「車両用クレベリンとは 大幸薬品とデンソーが共同開発したクレベリン（二酸化塩素ガス）を活用した車内除菌・消臭サービスです。」 ・「大幸薬品×DENSO」及び「施工目安約3ヶ月」との記載と共に、クレベリン発生機の画像 ・「車両用クレベリン こんにちはお客様におススメ」、「POINT1 車内をリフレッシュ・快適にされたい方」、「POINT2 ウイルスが気になるお子様連れのご家族」、「POINT3 車室内のニオイが気になる方・喫煙される方」及び「POINT4 ペットを車にお乗せになる方」との記載と共に、子どもを連れて乗車する人物のイメージ画像及びペットを連れて喫煙しながら乗車する人物のイメージ画像 ・「車両用クレベリンの特長」並びに「POINT1 洗えない車室内、シートを除菌。」、「空間に浮遊するウイルス・菌・ニオイを二酸化塩素分子のチカラで除去※。」及び「友達・家族とのわいわいドライブの後に」との記載と共に、車室内の菌・ウイルスを除去するイメージ画像、「二酸化塩素ガスによるウイルスの作用抑制効果」及び「15分後のウイルス感染価」と題するグラフ、「二酸化塩素ガスによる除菌効果」及び「15分後の生菌数」と題するグラフ並びに「POINT2 染みついたタバコ臭・ペット臭を消臭。」及び「お客さまを乗せる前に」との記載と共に、「クレベリンたばこ臭消臭効果」及び「15分後のシート付着臭」と題するグラフ ・「効果の秘訣は共同開発」並びに「大幸薬品のチカラ クレベリン（二酸化塩素）がウイルス菌・悪臭成分を分子レベルで抑制。」及び「二酸化塩素の働きで空気中の菌を除菌、ウイルスの作用を抑制します。」との記載と共に、クレベリン（二酸化塩素）がウイルス菌・悪臭成分を抑制するイメージ画像並びに「デンソーのチカラ車内空調技術を活かした専用発生機を使うから車室内全体にクレベリンが届く。」、「クレベリン発生から1分後」及び「クレベリン発生から5分後」との記載と共に、車室内全体にクレベリンが届くイメージ画像 ・「車両用クレベリンの使用方法」及び「カートリッジをセットした発生機を無人の車室内に設置し、スイッチを入れ、約15分間成分を発生させます。」 ・「車両用クレベリンの仕様」並びに「クレベリン発生機」との記載と共に、クレベリン発生機の画像及び「クレベリンカートリッジ」との記載と共にクレベリンカートリッジの画像

(別添写し2)

別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 2 2 7 号

令和 6 年 3 月 1 3 日

トヨタカローラ札幌株式会社

代表取締役 田中 浩至 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「車両用クレベリン」と称する役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和 4 年 1 0 月 3 1 日、令和 5 年 1 月 3 0 日及び同年 4 月 1 9 日から同年 5 月 2 3 日までの間に、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「クルマの除菌・消臭『クレベリン』 大幸薬品×DENS O クルマの除菌 消臭『クレベリン』 二酸化塩素のチカラでウイルスや菌を 9 9 %除去！！」並びに「カローラ札幌の『クレベリン』でケアしましょう！！気になる車内をリフレッシュ！！」、「クレベリン（二酸化塩素）がウイルス・菌・悪臭成分を分子レベルで抑制」及び「除菌効果 3 ヶ月間！！」との記載と共に、クレベリン（二酸化塩素）がウイルス・菌・悪臭成分を分子レベルで抑制するイメージ画像等を、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約 3 か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しな

ければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) トヨタカローラ札幌株式会社（以下「トヨタカローラ札幌」という。）は、札幌市豊平区美園三条六丁目3番10号に本店を置き、自動車の販売、修理等を営む事業者である。
- (2) トヨタカローラ札幌は、自ら運営する店舗において、本件役務を一般消費者に提供している。
- (3) トヨタカローラ札幌は、本件役務に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア トヨタカローラ札幌は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和4年10月31日、令和5年1月30日及び同年4月19日から同年5月23日までの間に、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「クルマの除菌・消臭『クレベリン』 大幸薬品×DENSO クルマの除菌 消臭『クレベリン』 二酸化塩素のチカラでウイルスや菌を99%除去！！」並びに「カローラ札幌の『クレベリン』でケアしましょう！！気になる車内をリフレッシュ！！」、「クレベリン（二酸化塩素）がウイルス・菌・悪臭成分を分子レベルで抑制」及び「除菌効果3ヶ月間！！」との記載と共に、クレベリン（二酸化塩素）がウイルス・菌・悪臭成分を分子レベルで抑制するイメージ画像等を、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約3か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、トヨタカローラ札幌に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、トヨタカローラ札幌は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、トヨタカローラ札幌が自己の供給する本件役務の取引に関し行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本

件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
・「クルマの除菌・消臭『クレベリン』 大幸薬品×DENSO クルマの除菌 消臭『クレベリン』 二酸化塩素のチカラでウイルスや菌を99%除去！！」 ・「こんなお客様にオススメです！」、「・車内をリフレッシュ・快適にされたい方」、「・お子様が同乗するのでウイルスが気になる方」、「・車室内のニオイが気になる方、喫煙される方」、「・ペットを車にお乗せになる方」及び「カゼひけない時もありますよね！」との記載と共に、マスクをした車の車室内にウイルス・菌・悪臭成分が浮遊しているイメージ画像 ・「カローラ札幌の『クレベリン』でケアしましょう！！気になる車内をリフレッシュ！！」、「クレベリン（二酸化塩素）がウイルス・菌・悪臭成分を分子レベルで抑制」及び「除菌効果3ヶ月間！！」との記載と共に、クレベリン（二酸化塩素）がウイルス・菌・悪臭成分を抑制するイメージ画像

(別添写し)

別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 2 2 8 号

令和 6 年 3 月 1 3 日

埼玉トヨタ自動車株式会社

代表取締役 嶋田 光剛 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「車両用クレベリン」と称する役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和 4 年 1 1 月 9 日及び令和 5 年 1 月 3 0 日に、自社ウェブサイトにおいて、「ウィルス対策は出来てますか?!」、「車内除菌・消臭メニュー デンソー クレベリン 車両用」、「車両用クレベリンとは? 大幸薬品とデンソーが共同開発したクレベリン（二酸化塩素ガス）を活用した車内除菌・消臭サービス」、「車両用クレベリン施工前イメージ」、「車両用クレベリン施工イメージ」及び「車両用クレベリン施工後イメージ」との記載と共に、本件役務の施工前、施工中及び施工後の車室内のイメージ画像並びに「クレベリン」及び「除菌・消臭（効果目安 約 3 か月）」と表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約 3 か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 埼玉トヨタ自動車株式会社（以下「埼玉トヨタ自動車」という。）は、さいたま市中央区下落合六丁目1番18号に本店を置き、自動車の販売、修理等を営む事業者である。
- (2) 埼玉トヨタ自動車は、自ら運営する店舗において、本件役務を一般消費者に提供している。
- (3) 埼玉トヨタ自動車は、本件役務に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 埼玉トヨタ自動車は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和4年11月9日及び令和5年1月30日に、自社ウェブサイト（別添写し）において、「ウィルス対策は出来てますか?!」、「車内除菌・消臭メニュー デンソー クレベリン 車両用」、「車両用クレベリンとは? 大幸薬品とデンソーが共同開発したクレベリン（二酸化塩素ガス）を活用した車内除菌・消臭サービス」、「車両用クレベリン施工前イメージ」、「車両用クレベリン施工イメージ」及び「車両用クレベリン施工後イメージ」との記載と共に、本件役務の施工前、施工中及び施工後の車室内のイメージ画像並びに「クレベリン」及び「除菌・消臭（効果目安 約3か月）」と表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約3か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、埼玉トヨタ自動車に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、埼玉トヨタ自動車は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、埼玉トヨタ自動車が自己の供給する本件役務の取引に関し行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそ

れがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 2 2 9 号

令和 6 年 3 月 1 3 日

トヨタモビリティ中京株式会社

代表取締役 山本 正夫 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「車両用クレベリン」と称する役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和 5 年 4 月 1 8 日から同月 2 5 日、同月 2 9 日から同年 5 月 1 6 日及び同月 2 4 日から同年 7 月 5 日までの間、「太平通店スタッフブログ」と称する自社ウェブサイトにおいて、「除菌・消臭サービスメニュー 大幸薬品×DENSO 共同開発 デンソー クレベリン 車両用」並びに「洗えない車室内、シートを除菌 菌・ウイルス除去!」、「除菌効果 3 ヶ月間」及び「友達・家族とのわいわいドライブの後に」との記載と共に、車室内の菌・ウイルスを除去するイメージ画像並びに「染みついたタバコ臭・ペット臭を消臭」及び「お客さまを乗せる前に」との記載と共に、車室内にタバコ臭・ペット臭が染みついているイメージ画像等を表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約 3 か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われるこ

とを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) トヨタモビリティ中京株式会社（以下「トヨタモビリティ中京」という。）は、名古屋市中千種区千種三丁目6番2号に本店を置き、自動車の販売、修理等を営む事業者である。
- (2) トヨタモビリティ中京は、自ら運営する店舗において、本件役務を一般消費者に提供している。
- (3) トヨタモビリティ中京は、本件役務に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア トヨタモビリティ中京は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和5年4月18日から同月25日、同月29日から同年5月16日及び同月24日から同年7月5日までの間、「太平通店スタッフブログ」と称する自社ウェブサイトにおいて、「除菌・消臭サービスメニュー 大幸薬品×DENSO 共同開発 デンソー クレベリン 車両用」並びに「洗えない車室内、シートを除菌 菌・ウイルス除去!」、「除菌効果3ヶ月間」及び「友達・家族とのわいわいドライブの後に」との記載と共に、車室内の菌・ウイルスを除去するイメージ画像並びに「染みついたタバコ臭・ペット臭を消臭」及び「お客さまを乗せる前に」との記載と共に、車室内にタバコ臭・ペット臭が染みついているイメージ画像等を表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約3か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、トヨタモビリティ中京に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、トヨタモビリティ中京は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、トヨタモビリティ中京が自己の供給する本件役務の取引に関し行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示期間	表示媒体	表示内容
令和5年4月18日から同年5月16日まで 及び同年7月5日まで	「太平通店スタックアップログ」と称する自社ウェブサイト	・「2月の今週の太平通店は“コロナをふっとばせ”で、除菌・消臭推し」 ・「太平通店からのご提案！！ 洗えない車室内のシートを除菌 染みついたたばこ臭 ペット臭を 消臭 大幸薬品×DENSO 協同開発の 車両用 デンソー クレベリン」 ・「除菌・消臭サービスマニユール 大幸薬品×DENSO 共同開発 デンソー クレベリン 車両用」並びに「洗えない車室内、シートを除菌 菌・ウイルス除去！！」、「除菌効果3ヶ月間」及び「友達・家族とのわいわいドライブの後に」との記載と共に、車室内の菌・ウイルスを除去するイメージ画像並びに「染みついたタバコ臭・ペット臭を消臭」及び「お客さまを乗せる前に」との記載と共に、車室内にタバコ臭・ペット臭が染みついているイメージ画像 ・「効果の秘けつは共同開発！ 大幸薬品×DENSO」並びに「大幸薬品のチカラ クレベリン（二酸化塩素）がウイルス・菌・悪臭成分を分子レベルで抑制」及び「空気中のウイルスや菌を二酸化塩素分子の働きで除去・除菌します」との記載と共に、ウイルス・菌・悪臭成分を抑制するイメージ画像並びに「デンソーのチカラ 車内空調技術を活かした専用発生機を使うからすみずみまでクレベリンが届く！」、「クレベリン発生から1分後」及び「クレベリン発生から5分後」との記載と共に、車室内のすみずみまでクレベリンが届くイメージ画像 ・「是非この機会に 除菌・消臭の デンソークレベリンを！！ ご予約受付中！！」（別添写し1）
令和5年6月6日から同年7月5日までの間	「藤が丘北店スタックアップログ」と称する自社ウェブサイト	・「最近新型コロナウイルスが話題になっておりますが、皆様大丈夫ですか？」 ・「さて、今回は車のクレベリン除菌をご紹介します」 ・「『クレベリン』皆様も一度は耳にしたことがあると思います。室内に置くタイプやスプレアのタイプなどラインナップが豊富な商品ですが 今回は車両用のクレベリンをご紹介します！と思います！」 ・「大幸薬品×DENSO」及び「車両用クレベリン」との記載と共に、クレベリン発生機の画像 ・「これは締め切った車内でクレベリン発生機を用いて車内全体をくまなく除菌するというものです。効果は約3カ月で、除菌だけでなく、ウイルス除去や消臭の効果もあるのでこの機会にぜひ、お試しください」との記載と共に、車室内の菌・ウイルスを除去するイメージ画像
令和5年6月6日から同年7月5日までの間	「小牧堀の内店スタックアップログ」と	・「ウイルス除去にクレベリン」 ・「感染症対策 クレベリン」 ・「コロナウイルスの感染者も急増してびっくりしています。」、「びっくりすることが多い年始めになり

表示期間	表示媒体	表示内容
	称する自社ウェブ サイト	ましたね・・・。」、「見えないウイルスに不安な日々が続いていますよね」、「そんな今回は、除菌・ウイルス除去・消臭できるC・クレベリンの紹介です！」及び「車の中もウイルス感染対策ができるんですよ！」 ・「DENSO 車両用クレベリン 車内空間の除菌・消臭サービス 大幸薬品×DENSO 大幸薬品とデンソーの共同開発によるクレベリン（二酸化塩素ガス）を活用した車内除菌・消臭サービスです。」 ・「こんな方におすすめ!!!」、「除菌 ウイルス除去」、「ご家族をお乗せになる方」、「日常的にクルマを利用される方」、「小さなお子様がいらっしゃる方」、「洗えない車室内、シートのリフレッシュをしたい方」、「消臭」、「車内のニオイが気になる方 タバコを吸われる方」及び「ペットをお乗せになる方」 ・「どちらも、約3か月間効き目が持続します！」及び「不安な生活が続きますが、少しでも対策ができたなら！思い紹介させていただきます。」 (別添写し3)

別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 230 号
令和 6 年 3 月 13 日

ネットヨタ高松株式会社
代表取締役 朝倉 一 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「車両用クレベリン」と称する役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和 4 年 10 月 31 日、令和 5 年 1 月 30 日、同年 4 月 19 日から同年 5 月 17 日、同月 19 日から同月 25 日及び同月 27 日から同月 28 日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「洗えない車内・シートを除菌」、「菌・ウイルス除去!」、「除菌効果 3 ヶ月間」及び「友達・家族とのわいわいドライブの後に」との記載と共に、車室内の菌・ウイルスを除去するイメージ画像並びに「染みついたタバコ臭・ペット臭を消臭」及び「お客さまを乗せる前に」との記載と共に、車室内にタバコ臭・ペット臭が染みついているイメージ画像等を、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約 3 か月有効な除菌効果等が得られるかのよう示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) ネットトヨタ高松株式会社（以下「ネットトヨタ高松」という。）は、高松市香西南町404番地1に本店を置き、自動車の販売、修理等を営む事業者である。
- (2) ネットトヨタ高松は、自ら運営する店舗において、本件役務を一般消費者に提供している。
- (3) ネットトヨタ高松は、本件役務に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア ネットトヨタ高松は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和4年10月31日、令和5年1月30日、同年4月19日から同年5月17日、同月19日から同月25日及び同月27日から同月28日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「洗えない車内・シートを除菌」、「菌・ウイルス除去!」、「除菌効果3ヶ月間」及び「友達・家族とのわいわいドライブの後に」との記載と共に、車室内の菌・ウイルスを除去するイメージ画像並びに「染みついたタバコ臭・ペット臭を消臭」及び「お客さまを乗せる前に」との記載と共に、車室内にタバコ臭・ペット臭が染みついているイメージ画像等を、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約3か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、ネットトヨタ高松に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、ネットトヨタ高松は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、ネットトヨタ高松が自己の供給する本件役務の取引に関し行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同

条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決が
あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日
から起算して6か月以内であっても、その裁決の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
・「車両用 クレベリン」、「車内の除菌・消臭メニュー！」 ・「洗えない車内・シートを除菌」、「菌・ウイルス除去!」、「除菌効果3ヶ月間」及び「友達・家族とのわいわいドライブの後に」との記載と共に、車室内の菌・ウイルスを除去するイメージ画像並びに「染みついたタバコ臭・ペット臭を消臭」及び「お客さまを乗せる前に」との記載と共に、車室内にタバコ臭・ペット臭が染みついているイメージ画像 ・「車両用クレベリンとは、大幸薬品とデンソーが共同開発したクレベリン（二酸化塩素ガス）を活用した車内抗菌・消臭サービスです。」 ・「短時間で99%除菌・ウイルス除去! 臭いを気にならないレベルまで消臭!」 (別添写し)

別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 2 3 1 号

令和 6 年 3 月 1 4 日

東海マツダ販売株式会社

代表取締役 大貫 秀樹 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「車両用クレベリン」と称する役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和 4 年 1 2 月 2 0 日及び令和 5 年 1 月 3 0 日に、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「車両用クレベリン」及び「洗いたくても洗えない車内を除菌・消臭。『様々なウイルス・菌・ニオイを除去出来る』二酸化塩素の働きで、車室内をリフレッシュ。」並びに「クレベリンの効果効果継続（目安）：約 3 ヶ月」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約 3 か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 東海マツダ販売株式会社（以下「東海マツダ販売」という。）は、名古屋市瑞穂区二野町3番18号に本店を置き、自動車の販売、修理等を営む事業者である。
- (2) 東海マツダ販売は、自ら運営する店舗において、本件役務を一般消費者に提供している。
- (3) 東海マツダ販売は、本件役務に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 東海マツダ販売は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和4年12月20日及び令和5年1月30日に、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「車両用クレベリン」及び「洗いたくても洗えない車内を除菌・消臭。『様々なウイルス・菌・ニオイを除去出来る』二酸化塩素の働きで、車室内をリフレッシュ。」並びに「クレベリンの効果 効果継続（目安）：約3ヶ月」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約3か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていた。
- イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、東海マツダ販売に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、東海マツダ販売は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、東海マツダ販売が自己の供給する本件役務の取引に関し行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
- この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った

日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
・「車両用クレベリン」及び「洗いたくても洗えない車内を除菌・消臭。『様々なウイルス・菌・ニオイを除去出来る』二酸化塩素の働きで、車室内をリフレッシュ。」 ・「おすすめのお客様」、「・車内をリフレッシュ、快適にされたい方」、「・ペットと一緒にドライブをされる方」、「・ウイルスが気になるお子様連れのご家族」及び「・車室内のにおいが気になる方、喫煙される方」 ・「クレベリンの効果 効果継続（目安）：約3ヶ月」 ・「洗えない車室内、シートを除菌」並びに「二酸化塩素ガスによるウイルスの作用抑制効果」との記載と共に、「15分後のウイルス感染価」と題するグラフ及び「二酸化塩素ガスによる除菌効果」との記載と共に、「15分後の生菌数」と題するグラフ並びに「染みついたたばこ臭・ペット臭を消臭」及び「二酸化塩素ガスによるたばこ臭消臭効果」との記載と共に、「15分後のシート付着臭」と題するグラフ

(別添写し)

別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 2 3 2 号

令和 6 年 3 月 1 4 日

株式会社神戸マツダ

代表取締役 橋本 覚 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「車両用クレベリン」と称する役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和 4 年 1 2 月 2 0 日、令和 5 年 1 月 3 0 日、同年 4 月 1 2 日及び同月 1 9 日から同年 5 月 1 1 日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「車内除菌消臭」及び「悪臭物質や菌・ウイルスを破壊して快適な空間に」並びに「クレベリン」、「クレベリンは、(株)デンソーと(株)大幸薬品が共同開発した、二酸化塩素の働きによりウイルスの作用抑制・除菌・消臭ができる“衛生管理製品”です。施工後、効果は約 3 か月持続します。(目安です、使用環境により異なります)」、「○洗えない車室内、シートを除菌」及び「○染みついたタバコ臭・ペット臭を消臭」との記載と共に、クレベリン発生機の画像を表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約 3 か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社神戸マツダ（以下「神戸マツダ」という。）は、神戸市兵庫区東柳原町3番10号に本店を置き、自動車の販売、修理等を営む事業者である。
- (2) 神戸マツダは、自ら運営する店舗において、本件役務を一般消費者に提供している。
- (3) 神戸マツダは、本件役務に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 神戸マツダは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和4年12月20日、令和5年1月30日、同年4月12日及び同月19日から同年5月11日までの間、自社ウェブサイト（別添写し）において、「車内除菌消臭」及び「悪臭物質や菌・ウイルスを破壊して快適な空間に」並びに「クレベリン」、「クレベリンは、(株)デンソーと(株)大幸薬品が共同開発した、二酸化塩素の働きによりウイルスの作用抑制・除菌・消臭ができる“衛生管理製品”です。施工後、効果は約3か月持続します。（目安です、使用環境により異なります）」、「〇洗えない車室内、シートを除菌」及び「〇染みついたタバコ臭・ペット臭を消臭」との記載と共に、クレベリン発生機の画像を表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約3か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、神戸マツダに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、神戸マツダは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、神戸マツダが自己の供給する本件役務の取引に関し行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 2 3 3 号

令和 6 年 3 月 1 8 日

株式会社広島マツダ

代表取締役 山根 一郎 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「車両用クレベリン」と称する役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和 4 年 1 0 月 3 1 日、同年 1 2 月 2 0 日、令和 5 年 1 月 3 0 日及び同年 5 月 1 6 日から同月 2 9 日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「車両用クレベリンとは…」、「クレベリンは、『様々なウイルス・菌・ニオイを除去出来る』という二酸化塩素の動きに着目し、ウイルスの作用抑制・除菌・消臭が出来る”衛生管理製品”です。」及び「マツダ純正 車内除菌サービスは、車両用クレベリンを使用し洗いたくても洗えない車内を除菌します。」並びに「車両用 クレベリンの効果」及び「効果持続（目安）：約 3 ヶ月」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約 3 か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社広島マツダ（以下「広島マツダ」という。）は、広島市中区幟町13番4号に本店を置き、自動車の販売、修理等を営む事業者である。
- (2) 広島マツダは、自ら運営する店舗において、本件役務を一般消費者に提供している。
- (3) 広島マツダは、本件役務に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 広島マツダは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和4年10月31日、同年12月20日、令和5年1月30日及び同年5月16日から同月29日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「車両用クレベリンとは…」、「クレベリンは、『様々なウイルス・菌・ニオイを除去出来る』という二酸化塩素の動きに着目し、ウイルスの作用抑制・除菌・消臭が出来る”衛生管理製品”です。」及び「マツダ純正 車内除菌サービスは、車両用クレベリンを使用し洗いたくても洗えない車内を除菌します。」並びに「車両用 クレベリンの効果」及び「効果持続（目安）：約3ヶ月」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約3か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、広島マツダに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、広島マツダは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、広島マツダが自己の供給する本件役務の取引に関し行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
・「マツダ純正」、「洗いたくても洗えないシートも１５分の除菌でリフレッシュ！」及び「車両用 クレベリン」 ・「車両用クレベリンとは…」、「クレベリンは、『様々なウイルス・菌・ニオイを除去出来る』という二酸化塩素の動きに着目し、ウイルスの作用抑制・除菌・消臭が出来る”衛生管理製品”です。」及び「マツダ純正 車内除菌サービスは、車両用クレベリンを使用し洗いたくても洗えない車内を除菌します。」 ・「車両用 クレベリンの効果」及び「効果持続（目安）：約３ヶ月」 ・「洗えない車室内、シートを除菌 除菌・ウイルスの作用抑制」並びに「二酸化塩素ガスによるウイルスの作用抑制効果」との記載と共に、「１５分後のウイルス感染価」と題するグラフ及び「二酸化塩素ガスによる除菌効果」との記載と共に、「１５分後の生菌数」と題するグラフ並びに「染みついたタバコ臭・ペット臭を消臭」及び「二酸化塩素ガスによるタバコ臭消臭効果」との記載と共に、「１５分後のシート付着臭」と題するグラフ ・「おすすめPOINT」、「こんな方におすすめです」、「車内をリフレッシュ・快適にされたい方」、「ペットと一緒にドライブをされる方」、「ウイルスが気になるお子様連れのご家族」及び「車室内のにおいが気になる方、喫煙される方」 ・「発生機」及び「カートリッジ」との記載とともに、クレベリン発生機及びカートリッジの画像

(別添写し)

別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 2 3 4 号

令和 6 年 3 月 1 8 日

株式会社西四国マツダ

代表取締役 江藤 忠義 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「車両用クレベリン」と称する役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和 4 年 1 2 月 2 0 日、令和 5 年 1 月 3 0 日、同年 4 月 1 2 日及び同月 1 9 日から同年 7 月 2 0 日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「クレベリン車内除菌」、「丸洗いけない車内、シートを除菌・消臭してみませんか？」及び「効果 約 3 ヶ月」と表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約 3 か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置につい

て、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社西四国マツダ（以下「西四国マツダ」という。）は、松山市土居町793番地1に本店を置き、自動車の販売、修理等を営む事業者である。
- (2) 西四国マツダは、自ら運営する店舗において、本件役務を一般消費者に提供している。
- (3) 西四国マツダは、本件役務に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4) ア 西四国マツダは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和4年12月20日、令和5年1月30日、同年4月12日及び同月19日から同年7月20日までの間、自社ウェブサイト（別添写し）において、「クレベリン車内除菌」、「丸洗いでできない車内、シートを除菌・消臭してみませんか？」及び「効果 約3ヵ月」と表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約3か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、西四国マツダに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、西四国マツダは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、西四国マツダが自己の供給する本件役務の取引に関し行っていた表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処

- 分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及
び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算
して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提
起することができる。
- （注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、
この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、こ
の処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提
起することができなくなる。
- （注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、
審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決が
あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日
から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経
過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。